

様式9 (添付書類)

様式1

事業報告書

(自 令和3年9月1日 至 令和4年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 TAJI
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 広島県呉市広大新開一丁目4番19号

(3) 設立認可年月日 平成12年8月9日

(4) 設立登記年月日 平成12年8月11日

(5) 役員

	氏名	備考
理事長	太治 憲男	内科離宮 管理者
理事		
同		
同		
同		
監事		

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	内科離宮	広島県呉市広大新開一丁目4番19号	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考

(3) 収益業務

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和3年10月14日 令和2年度決算の承認・決定

令和4年8月25日 令和4年度の事業計画及び収支予算の承認・決定

法人名 医療法人 T A J I

※医療法人整理番号

所在地 広島県呉市広大新開一丁目4番19号

財 産 目 録

(令和 4年 8月 31日現在)

1. 資 産 額	236, 279 千円
2. 負 債 額	148, 805 千円
3. 純 資 産 額	87, 474 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	80, 309
B 固 定 資 産	155, 970
C 資 産 合 計 (A + B)	236, 279
D 負 債 合 計	148, 805
E 純 資 産 (C - D)	87, 474

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 9 (添付書類)

様式 3 - 2 (診療所のみを開設する医療法人)

法人名 医療法人 T A J I

所在地 広島県呉市広大新開一丁目4番19号

貸 借 対 照 表

(令和 4年 8月 31日現在)

(単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	80,309	I 流 動 負 債	17,994
II 固 定 資 産	155,970	II 固 定 負 債	130,811
1 有 形 固 定 資 産	154,147		
2 無 形 固 定 資 産	1,353	負 債 合 計	148,805
3 そ の 他 の 資 産	470	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	77,474
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	87,474
資 産 合 計	236,279	負債・純資産合計	236,279

様式 9 (添付書類)

様式 4 - 2 (診療所のみを開設する医療法人)

法人名 医療法人 T A J I

所在地 広島県呉市広大新開一丁目4番19号

損 益 計 算 書

(自 令和 3年 9月 1日 至 令和 4年 8月 31日)

(単位: 千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	102,998
2 事業費用	82,358
本来業務事業利益	20,640
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	20,640
II 事業外収益	26,934
III 事業外費用	1,383
経常利益	46,191
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	46,191
法人税等	7,103
当期純利益	39,088

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監事監査報告書

医療法人 TAJI

理事長 太治憲男 様

私は、医療法人 TAJI の令和3会計年度（令和3年9月1日から令和4年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和 4年 10月 20日

医療法人 TAJI

監 事 〃 〃